

## 支出契約決議書

会計年度：平成 28 年度

起案日	平成28年10月31日		
起案番号	108		
契約日	平成28年10月31日	件名	人事・労務コンサルティング業務委託契約
別紙契約書のとおり契約締結してよろしいか伺います。			

財務部長	副達課長	課長補佐
担当係長	担当係	担当者

## 業務委託契約書

国立大学法人東北大学理事 佃良彦（以下「甲」という。）と石寄・山中綜合法律事務所  
弁護士 石寄信憲（以下「乙」という。）とは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）  
人事・労務コンサルティングとしての業務委託に関し、次の条項により契約を締結する。

本契約を証するため、本書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

平成28年10月31日

甲（住所）宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号  
（氏名）国立大学法人東北大学  
理事 佃 良

乙（住所）東京都中央区八重洲二丁目8番7号 福岡ビル6階  
（氏名）石寄・山中総合法律事務所  
弁護士 石 寄 信

## 別記第一号

### 役務提供請負契約基準

この基準は、国立大学法人東北大学における役務提供に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

#### (総則)

- 第一 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書を内容とする役務提供の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の役務提供を契約書記載の履行期間内において完了するものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 役務提供の実施方法等請負を履行するために必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た事項についてはその機密を保持しなければならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

#### (業務の実施の調整)

第二 発注者は、受注者の業務等（以下「業務等」という。）及び発注者の発注に係る第三者の実施する業務等と密接に関連する場合には、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者が実施する業務の円滑な履行に協力しなければならない。

#### (経費内訳明細書等の提出)

第三 受注者は、この契約締結後十五日以内に、経費内訳明細書及び業務等実施計画表を作成し、発注者の求めるところにより発注者に提出しなければならない。

#### (権利義務の譲渡等)

第四 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、発注者の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### (委任又は下請負の禁止)

第五 受注者は、業務等の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、

あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督職員)

第六 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

- 2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち、第二に示す業務の実施の調整に関わる事項のほか、仕様書に定めるところにより、契約の履行についての受注者又はその指揮及び監督に服する者に対する指示、承諾又は協議、及び業務等の実施状況の検査の権限を有する。
- 4 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(貸与物品等の管理)

第七 発注者が、受注者に貸与する物品（施設を含む。）等（以下「物品等」という。）の品名、数量等については、仕様書の定めるところによる。

- 2 受注者は、業務等の実施に当たり、発注者から貸与された物品等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、故意又は過失により発注者から貸与された物品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書の変更)

第八 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更することができるものとする。

(履行期間等の変更方法等)

第九 履行期間若しくは請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間若しくは請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第十 受注者は、業務等が完了したときは、仕様書に定めるところにより、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十日以内に受注者立会のうえ、仕様書に定めるところにより、当該業務等の完了を確認するための検査を完了し、当

該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、直ちに仕様書の定める業務等を改めて履行し、発注者による検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第十一 受注者は、第十第二項の検査に合格したときは、請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した月の翌月二十五日まで請負代金を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第十二 発注者は、請負の目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して目的物の引渡しを受けた日から一年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、請負の目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 3 発注者は、請負の目的物が第一項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、同項に定める範囲内で、かつ、その滅失又は毀損の日から六月以内に同項の権利を行使しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第十三 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に給付を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から業務等の履行済部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二、九パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第十一第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二、九パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第十三の二 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者とその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第一項に定める請負代金額は、総価契約にあっては総価、単価契約にあっては契約期間全体の支払総金額とする。
- 4 前二項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、その構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であった者についても、同様とする。
- 5 第一項の規定は、契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 6 受注者が共同企業体である場合における第一項の規定については、その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

#### （契約保証金）

第十四 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 受注者が契約を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、本学に帰属するものとする。
- 3 発注者は受注者が契約上の義務を履行したときは、受注者の請求に基づき契約保証金を還付しなければならない。

#### （発注者の契約解除）

第十五 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、履行開始日を過ぎても履行しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により履行開始日経過後、履行を開始する見込みが明らかでないこと認められるとき。

三 第三の定めにより提出された書類について虚偽または不正の記載があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第十七第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が、第十三の二第一項に規定する不正行為に該当することになったとき。

七 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務提供の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第十六 発注者は、給付が完了するまでの間は、第十五第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除）

第十七 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。



- 一 発注者がこの契約に違反し、その違反により給付を完了することが不可能になったとき。
- 二 天災その他避けることの出来ない理由により、給付を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

- 2 第十六第二項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
- 3 発注者の責に帰すべき理由に基づきこの契約が解除された場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間において協議して定める。

(契約解除に伴う措置)

第十八 発注者は、この契約が解除された場合においては、業務等の履行済み部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の履行済部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、発注者から貸与を受けた物品等があるときは、当該物品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該物品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 第二項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第十五又は第十六の規定によるときは発注者が定め、第十七の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第二項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第十九 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年五パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年五パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第二十 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

平成28年10月31日

国立大学法人 東北大学 御 中

石寄・山中総合法律事務所  
弁護士 石 寄 信 憲

## 御 見 積 書

以下のとおり御見積り申し上げます。

弁護士報酬金として（但し内訳は別紙の通り）

請 求 額

以 上

業務名	金額 (円)
コンサルティング業務	■

内訳

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
コンサルティング業務	■	■	■
コンサルティング業務 (消費税)	■	■	■
合計金額			■ ①

業務名	数量	金額 (円)
■	■	■
交通費	■	■





内訳

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
■	■	■	■
■	■	■	■
合計金額 (円)			■ ②

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
■ 交通費	■	32,580	■
東京⇄仙台 (1名1回分)	■	■	■ ③

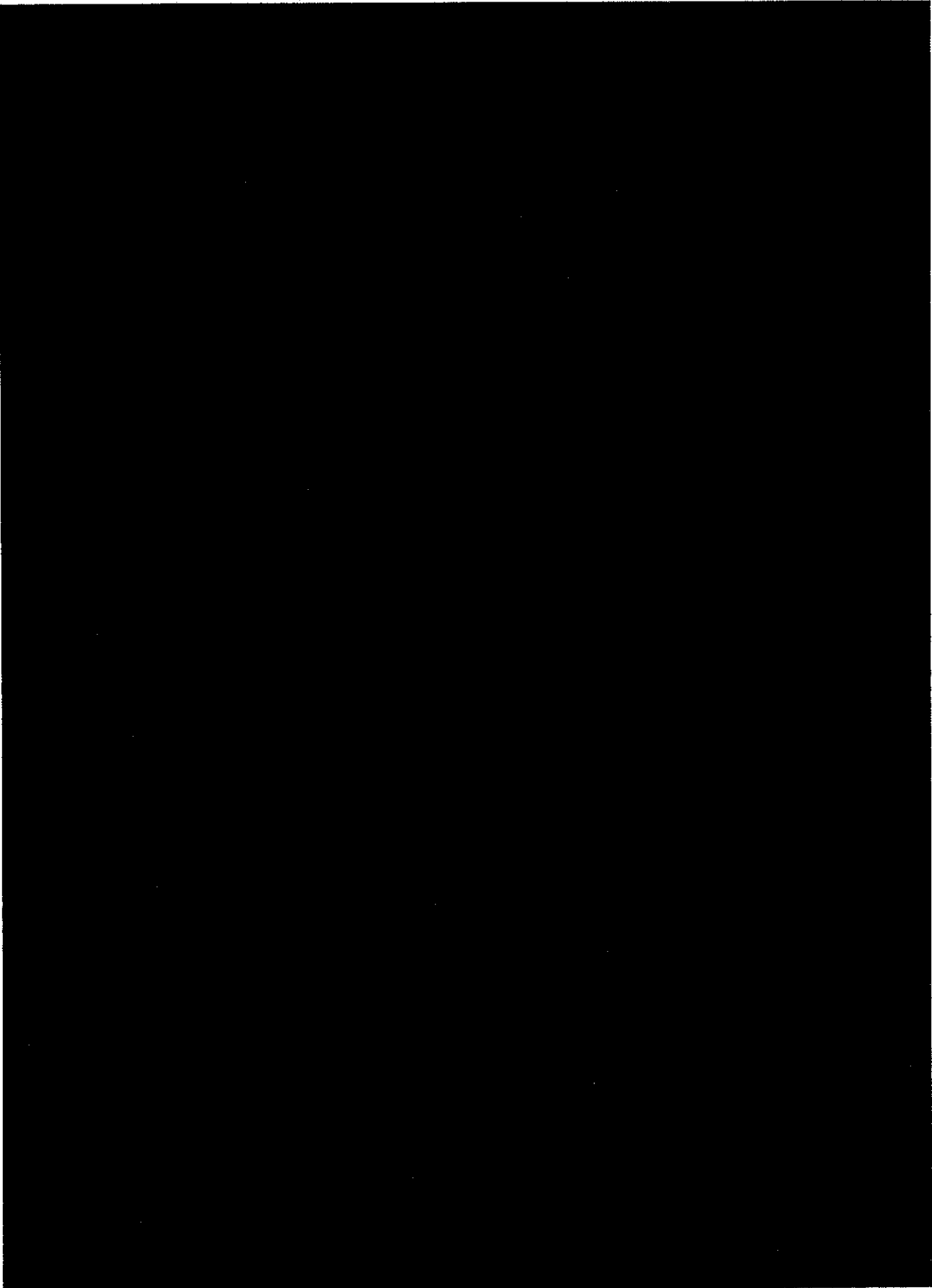
合計 ①+②+③ ■

# 契 約 伺

		整理番号	108		
起案	平成28年10月25日	決裁	平成28年10月25日	部局名	本部事務機構
財 務 部 長				財務課専門職員	
/		/		/	
		調達課長	調達課長補佐	調達第二係長	調達第二係
					
下記により、見積書を徴取し契約締結してよろしいか伺います。					
記					
件 名	人事・労務コンサルティング業務委託契約				
契 約 方 法	随意契約 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第40条第5号 適用				
予 定 価 格	省略：国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第46条第1項第2号 適用				
財 源 等	大学運営資金：管理運営費				
契 約 期 間	平成28年11月1日～平成29年3月31日				
相 手 方	石嵯・山中総合法律事務所				
現場説明 日時 場所	平成 年 月 日 時 分				
見積合せ 日時 場所					
契 約 保 証 金	全額免除（国立大学法人東北大学会計規程44条第1項ただし書き、国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第51条第1項第4号 適用）				
契 約 書（案）	別紙のとおり				
備 考					

## 業務委託契約書（案）

国立大学法人東北大学理事 佃良彦（以下「甲」という。）と石嵯・山中総合法律事務所 弁護士 石嵯信憲（以下「乙」という。）とは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の人事・労務コンサルティングとしての業務委託に関し、次の条項により契約を締結する。



本契約を証するため、本書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

平成28年10月 日

甲（住所）宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号

（氏名）国立大学法人東北大学

理事 佃 良彦

乙（住所）東京都中央区八重洲二丁目8番7号 福岡ビル6階

（氏名）石寄・山中総合法律事務所

弁護士 石寄 信憲